

岩手県立療育センター指定管理者派遣職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 21 号

岩手県立療育センター指定管理者派遣職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立療育センター指定管理者派遣職員の給料の調整額に関する規則（平成 19 年岩手県規則第 65 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給料の調整額)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第 2 に掲げる調整基本額（その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第 1 の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（その額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額ととする。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 経過措置基準日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員（経過措置基準日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。）経過措置基準日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職員となった者にあつては、経過措置基準日の前日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合）に同日にそ</p>	<p>(給料の調整額)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第 2 に掲げる調整基本額（その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第 1 の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（<u>一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第 6 条の 2 第 1 項に規定する育児短時間勤務職員等（次項において「育児短時間勤務職員等」という。）にあつては、その額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 6 年岩手県条例第57号）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額</u>）とする。ただし、その額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額とする。</p> <p>3 <u>育児短時間勤務職員等について、前項の規定による給料の調整額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料の調整額とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 経過措置基準日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員（経過措置基準日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。）経過措置基準日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職員となった者にあつては、経過措置基準日の前日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合）に同日にそ</p>

の者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の規則第2条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。ただし、経過措置基準日以後に一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年岩手県人事委員会規則第42号。以下「給料の経過措置規則」という。）第4条第1項第5号に掲げる場合に該当することとなった職員にあっては、知事の定める額

ア・イ [略]

(4) [略]

4 [略]

別表第2 調整基本額表（第2条関係）

1・2 [略]

3 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1級	<u>6,100円</u>
[略]	

4 [略]

の者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の規則第2条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。ただし、経過措置基準日以後に一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年岩手県人事委員会規則第42号。以下「給料の経過措置規則」という。）第4条第1項第6号に掲げる場合に該当することとなった職員にあっては、知事の定める額

ア・イ [略]

(4) [略]

4 [略]

別表第2 調整基本額表（第2条関係）

1・2 [略]

3 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1級	<u>6,200円</u>
[略]	

4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岩手県立療育センター指定管理者派遣職員の給料の調整額に関する規則別表第2の3の規定は、平成19年4月1日から適用する。